

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等に係る利用者負担の上限額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| 1. 執行機関の別 | 都道府県知事・市区町村等 |
| 2. 都道府県名 | 神奈川県 |
| 3. 市区町村名 | 相模原市 |
| 4. 届出番号 | 6 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-4：障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務 |

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|---------------------------------|---|---|
| ① 事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等に係る利用者負担の上限額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの |
| ② 番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③ 番号法別表第2の項 | 108 | |
| ④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の4の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等に係る利用者負担の上限額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）第一条 | 相模原市補装具費負担上限月額及び管理に関する要綱 第1条 |

| | | |
|--------------|---|--|
| ⑥事務の趣旨又は目的 | <p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> | <p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第2項に規定する補装具費（以下「補装具費」という。）の支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）に対する補装具費の支給に係る負担上限月額について、必要な事項を定めるとともに、補装具費、相模原市障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成19年7月1日施行。以下「日生具要綱」という。）に規定する日常生活用具及び相模原市障害児者住宅改修費給付事業実施要綱（平成24年1月1日施行。以下「住宅改修要綱」という。）に規定する住宅改修に係る利用者負担額について一元的に管理をし、その上限額を定める（以下「負担上限月額の一元管理」という。）ことにより、障害者及び障害児の生活の安定に寄与し福祉の増進を図ることを目的とする。</p> |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | <p>相模原市補装具費負担上限月額及び管理に関する要綱障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令</p> |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | | |
|---------------|--|--|
| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令55条 項1号 | 相模原市補装具費負担上限月額及び管理に関する要綱第1条 |
| 事務の内容 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第2項に規定する補装具費の支給に係る負担上限月額の軽減の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令55条 項1号イ | 相模原市補装具費負担上限月額及び管理に関する要綱第2条 別表 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 |

特定個人情報2

| | | |
|---------------|---|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令55条 項1号ロ | 相模原市補装具費負担上限月額及び管理に関する要綱 第2条 別表 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報 |

特定個人情報3

| | | |
|---------------|---|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令55条 項1号ハ | 相模原市補装具費負担上限月額及び管理に関する要綱 第2条 別表障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律 施行令第17条第4号及び第43条の3第2号 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 |

特定個人情報4

| | | |
|---------------|--|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令55条 項1号ト | 相模原市補装具費負担上限月額及び管理に関する要綱 第2条 別表障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律 施行令第17条第4号及び第43条の3第2号中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第22条第1 2号及び第22号 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 |

| | | |
|----|--|--|
| 備考 | | |
|----|--|--|

届出情報

| | |
|--------------------|-------------|
| 届出日 | 2016年09月27日 |
| 独自利用事務の対象者 | |
| 番号法第9条第2項の条例に規定した日 | |
| 保護評価の実施の有無 | |
| 評価書番号 | |
| 保護評価書の名称 | |
| 保護評価書のURLリンク | |
| 委任関係 | |